

○地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた経費

地方消費税率の引上げ（1.0%→1.7%、平成31年10月以降は1.7%→2.2%）に伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障経費のうち地方単独事業の財源に充当することとされていることから、次のとおり明示する。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 432,721 千円

（歳出）

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 3,243,842 千円

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	202,691	0	0	19,377	28,716	154,598
社会福祉事業	30,085				4,713	25,372
障害者福祉事業	30,797				4,824	25,973
老人福祉事業	120,219			19,377	15,797	85,045
児童福祉事業	21,590				3,382	18,208
社会保険	1,797,229	299,805	0	0	234,577	1,262,847
介護保険事業	889,559	52,826			131,077	705,656
後期高齢者運営事業	593,820	110,601			75,698	407,521
国民健康保険事業	313,850	136,378			27,802	149,670
保健衛生	1,243,922	98,404	29,200	34,769	169,428	912,121
疾病対策予防事業	109,612	1,157		33,578	11,730	63,147
母子保健事業	18,741	872		58	2,790	15,021
医療に係る施策	1,115,569	96,375	29,200	1,133	154,908	833,953
合 計	3,243,842	398,209	29,200	54,146	432,721	2,329,566